

訴状

令和4年7月19日

名古屋地方裁判所 民事部 御中

〒457-0852

愛知県名古屋市南区泉楽通

四丁目5番地3

原告 社会福祉法人ゆたか福祉会

上記代表者理事長 鈴木清覚

〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-13-18

m i c . 丸の内ビル6階

原山法律会計事務所（送達場所）

原告訴訟代理人

弁護士 原山剛三

弁護士 原山 剛

電 話 052-253-7681

F A X 052-253-7682



〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

被告 国

上記代表者法務大臣 古川禎久

処分行政庁 熱田税務署長 後藤邦之

通知処分取消請求事件

訴訟物の価額

25,011,695円

貼付印紙額	98,000円
予納郵券	7,720円

【目次】

- 第1 請求の趣旨
- 第2 請求の原因
 - 1 事案の概要
 - 2 原告
 - 3 本件訴訟に至る経緯
 - 4 争点
 - 5 本件工賃の内容
 - 6 本件生産活動の具体的内容及び同活動が「役務の提供」に該当すること
 - 7 本件工賃が消費税法2条1項12号の「課税仕入れ」に該当すること
 - 8 結び

【本文】

第1 請求の趣旨

- 1 原告の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正の請求に対して、被告が令和元年10月15日付でした更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 2 原告の平成26年4月1日から平成27年3月31日まで、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで及び平成28年4月1日から平成29年3月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の各更正の請求に対して、被告が令和2年5月13日付でした更正をすべき理由がない旨の各通知処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因

1 事案の概要

- (1) 社会福祉法人である原告は、障害者（利用者）に対して障害福祉サービスを提供する一方、希望する利用者に生産活動の場を提供し、当該利用者が提供する役務によって生産した商品を市場で売却するなどし、その売却益等のうちの一定部分を法律の定めに従い利用者に対し工賃として支払っている。
- (2) すなわち、原告は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定する障害福祉サービスを利用者に提供している。

原告は、生活介護事業及び就労継続支援B型事業（以下、これらの事業を併せて「本件各事業」という。）に係るサービスを利用する利用者（以下「本件利用者」という。）に対して、工賃（以下「本件工賃」という。）を支払っている。
- (3) 本件工賃は、本件利用者の行った生産活動に係る就労の時間、日数、能力等によって支払われるものであり、「役務の提供」（消費税法2条1項12号参照）に対する対価であるから、原告が「第1 請求の趣旨」に掲げた各課税期間（以下、これらの課税期間を併せて「本件各課税期間」という。）において支払った本件工賃は、本件課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当する。
- (4) 原告は、本件課税期間の消費税の確定申告において、本件工賃を課税仕入れに係る支払対価の額を含めていなかった。
- (5) そこで、原告が原処分庁である熱田税務署長に対し、本件工賃について、消費税法上の課税仕入れに係る支払対価に該当するとして消費税等の更正の請求をした。

(6) しかし、原処分庁は、同更正の請求に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分を行った。

(7) そこで、原告が、今般、原処分の全部の取消しを求め、訴訟を提起した。

2 原告

(1) 原告は、名古屋市で、障害者（利用者）に対して障害福祉サービスを提供する社会福祉法人である。

(2) 原告は、障害者総合支援法第29条《介護給付費又は訓練等給付費》第1項に規定する都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者としての指定を受けた社会福祉法人である。

(3) 原告は、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間、「ゆたか作業所」、「リサイクル港作業所」及び「ワークセンターフレンズ星崎」を含む13の事業所（以下、これらを併せて「本件各事業所」という。）において、指定生活介護事業、指定就労継続支援A型事業、指定就労継続支援B型事業又は指定就労移行支援事業を行っていた（以下、原告が行う当該各事業を併せて「本件各福祉サービス事業」という。また、以下、該当各事業において原告が提供する障害福祉サービスをそれぞれ「本件生活介護」、「本件就労継続支援A型」、「本件就労継続支援B型」及び「本件就労移行支援」といい、これらを併せて「本件各福祉サービス」という。）。

(4) なお、原告被告間で、消費税法上の課税仕入れに係る支払対価に該当するかどうか争われているのは、生活介護事業及び就労継続支援B型事業（本件各事業）に係るサービスを利用する利用者（本件利用者）に対する工賃（本件工賃）である。

3 本件訴訟に至る経緯

(1) 原告は、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで及び平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

の各課税期間（以下、順次「平成26年3月課税期間」、「平成27年3月課税期間」、「平成28年3月課税期間」及び「平成29年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）について、別表の「確定申告」欄のとおり記載した各確定申告書を、いずれも法定申告期限までに提出した。

原告は、当該各確定申告書を提出する際、本件工賃について、課税仕入れに係る支払対価の額に含めなかった。

- (2) 原告は、令和元年5月30日、平成26年3月課税期間の消費税等について、本件工賃は、生産活動に従事するという役務の提供の対価であり課税仕入れに係る支払対価に該当するため、本件工賃に係る消費税額について課税標準額に対する消費税額からの控除が認められるとして、別表の「更正の請求」欄のとおりとすべき旨の更正の請求をした。
- (3) 原処分庁である熱田税務署長は、上記(2)の更正の請求に対し、令和元年10月15日付で更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。
- (4) 原告は、平成29年1月10日、上記(3)の通知処分を不服として、再調査審理庁（原処分庁）に対し再調査の請求をした。
- (5) 原告は、上記(2)と同様の理由で、令和2年2月28日、平成27年3月課税期間ないし平成29年3月課税期間の消費税等について、それぞれ更正の請求をした。

当該更正の請求の内容は、別表の「更正の請求」欄のとおりである。

- (6) 再調査審理庁は、上記(4)の再調査の請求に対し、令和2年4月9日付で棄却の再調査決定をした。
- (7) 原告は、再調査決定を経た後の上記(3)の通知処分に不服があるとして、令和2年4月27日に国税不服審判所に審査請求をした。
- (8) 原処分庁は、上記(5)の各更正の請求に対し、令和2年5月13日付で更正をすべき理由がない旨の各通知処分をした。

- (9) 原告は、令和2年6月2日、上記(8)の各通知処分不服があるとして国税不服審判所に審査請求を行った。同審査請求は、上記(7)の審査請求と併合審理されることとなった。
- (10) 国税不服審判所は、令和4年2月4日、上記(9)の審査請求について、いずれも棄却するとの裁決を行った。
- (11) 原告は、以上を踏まえ、今般御庁に訴訟の提起を行った。

4 争点

- (1) 本件工賃が消費税法2条1項12号の「課税仕入れ」に該当するか否か。同条項号の「課税仕入れ」に該当するためには、本件工賃が「役務の提供」の対価であることを要するところ、本件工賃が「役務の提供」の対価といえるかどうか。

(2) 消費税法2条1項12号

ア 課税仕入れについて定める消費税法2条1項12号は、次のように規定する。

十二 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けると（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。

イ 本件では、事業者（原告）が利用者から「役務の提供」を受けたかが争いになっており、消費税法2条1項12号に規定されたその他の要件が充足されていることについては、原告被告間に特段の争いはない。

なお、利用者に支払われる対価が給与に該当しないことについても争

いはない。

(3) 原告は、本件工賃が「役務の提供」の対価であると主張している。

これに対し、原処分庁は、本件工賃は、原告が提供する福祉サービスに付随して支払われるものにすぎず、「役務の提供」の対価ではなく、原告から利用者に一方的に支払われる「給付」であるなどと主張している。

(4) すなわち、原告が、本件工賃は利用者の「働き」に対する対価として支払われていると主張しているのに対し、原処分庁は、本件工賃が、利用者の「働き」に対する対価などではなく、単なる「施し」であるなどと主張しているのである。

5 本件工賃の内容

(1) 原告は、本件各事業所において、本件各福祉サービス事業の適正な運営を確保するため、要旨以下の内容を含む各「運営規程」(甲1)(以下「本件各運営規程」という。)を定めていた。

(イ) 事業の目的

この規程は、本件各福祉サービス事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対して適切なサービスを提供することを目的とする。

(ロ) 運営の方針

A 本件各事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を適切かつ効果的に行う。

B 本件各事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

C 本件各事業所は、関係法令を遵守して事業を実施する。

(ハ) 提供するサービスの内容

A 本件生活介護

個別支援計画の作成、食事の提供、排せつ・食事等の介護、創作

的活動及び生産活動の機会の提供、その他身体機能及び生活能力向上のために必要な援助等

B 本件就労継続支援B型

個別支援計画の作成、食事の提供、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動等の支援等

C 本件就労移行支援

個別支援計画の作成、食事の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援、職場実習・求職活動等の支援等

(二) 利用者負担額等の受領

本件各事業所は、本件各福祉サービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る利用者負担額の支払を受ける。

(ホ) 工賃の支払

本件各事業所は、生産活動に従事する本件各福祉サービスの利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。

(2) 原告は、本件各事業所において、本件各福祉サービスの利用者との間で、大要以下の内容を含む各利用契約（甲2）をそれぞれ締結していた（以下、締結されたこれらの契約を「本件各利用契約」という。）。

(イ) 目的

この契約は、障害者総合支援法等関係法令の理念にのっとり、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、原告が個別支援計画に基づいて利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定める。

(ロ) サービス内容

原告は、個別支援計画及び重要事項説明書（甲3）に基づいて、本件各福祉サービスの利用者に次のサービスを提供する。

A 本件生活介護

個別支援計画の作成、食事の提供、排せつ・食事等の介護、生産活動の機会の提供、その他身体機能及び生活能力向上のために必要な援助等

B 本件就労継続支援B型

個別支援計画の作成、食事の提供、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、職場実習・求職活動などの支援等

C 本件就労移行支援

個別支援計画の作成、食事の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援、職場実習・求職活動等の支援等

(ハ) 利用料

利用者は、上記（ロ）に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額を原告に支払う。

(二) 生産活動と工賃の支払

A 原告は、本件各福祉サービスの利用者に係る個別支援計画において生産活動の内容を定め、利用者に対して就労に関する適切な訓練・支援等の機会を提供する。

B 原告は、生産活動に従事した本件各福祉サービスの利用者に対して、生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払う。

(3) 原告は、本件各事業所において、原告及び本件各事業所の概要、設備、従業員の配置状況等のほか、本件各福祉サービスの種類及び内容等、本件各運

営規程の内容を踏まえた重要事項説明書を作成し、本件各利用契約の締結に際し、当該重要事項説明書に基づき、社会福祉法第76条《利用契約の申込み時の説明》に規定する説明を行っていた。

当該重要事項説明書には、本件各福祉サービスの利用者は、原告が介護給付費又は訓練等給付費を利用者に代わって受領する場合は、介護給付費又は訓練等給付費の支給の対象となるサービスに係る利用料金のうち利用者負担分と、介護給付費又は訓練等給付費の支給の対象とならないサービスの利用料金を支払うことが定められていた。

6 本件生産活動の具体的内容及び同活動が「役務の提供」に該当すること

(1) 以下、本件生産活動の具体的内容について、いくつかの事業所ごとに記すとともに、本件生産活動が消費税法上の「役務の提供」であることを述べる。

(2) リサイクルみなみ作業所

ア 事業形態は就労継続支援B型である。

イ 名古屋市が収集したペットボトルのリサイクルを行う事業である。リサイクルみなみ作業所には、名古屋市天白区、瑞穂区、南区などからリサイクル収集物として集められたペットボトルが運び込まれる。このペットボトルをベルトコンベアーに乗せ、ベルトコンベアーの両側に本件利用者が立ち作業で、かつ、手作業で、蓋が付いたままのペットボトルがあれば蓋を外し、包装紙が付いたままのペットボトルであれば包装紙を外し、内容物が入ったペットボトルがあれば内容物を廃棄し、ペットボトルの中にたばこの吸い殻など異物が入っていれば異物を廃棄するなど作業を行っている。

ウ 名古屋市のリサイクル規定によれば、ペットボトルを捨てる際には、蓋を外し、包装紙を外し、内容物（ジュースなど）を除去しておくことが要請されている。

しかし、実際にはこれが十分に遵守されず、蓋が付いたまま、包装紙

が付いたまま、内容物が入ったまま、たばこの吸い殻などの異物が混入したままのペットボトルがリサイクル物品として収集されてくるのである。

エ また、コンビニエンスストアやスーパーなどからもペットボトルが収集されてくるが、コンビニエンスストアなどから収集されるペットボトルは、家庭から収集されるペットボトルよりも、蓋が付いたまま、包装紙が付いたまま、内容物が入ったまま、たばこの吸い殻などの異物が混入したままとなっている頻度が高くなる。

オ リサイクル事業において、リサイクルの対象は、ペットボトルの本体のみであるから、蓋・包装紙・内容物・異物（以下、これらをあわせて「異物等」という。）は取り除かれなければならない。

この異物等の除去を本件利用者が手作業で行っているのである。

カ ベルトコンベアーの長さは10メートル程度である。ベルトコンベアーはかなりの速度で稼働しており、ベルトコンベアーにペットボトルが運び込まれてから30秒程度で、ペットボトルは次の最終工程（異物等が取り除かれたペットボトルを圧縮し、成型し、完成品とすること。この完成品が、ペットボトルのリサイクル品として、他の事業者において再利用される。）に移ってしまう。

キ 1つのベルトコンベアーには、常時1000本程度のペットボトルが存在している。

1つのベルトコンベアーの両側には、総勢15人程度の本件利用者が異物等の除去の作業に当たっている。

上述の通り、30秒程度で、ペットボトルが次工程に移動してしまううえ、一本のベルトコンベアーには、常時1000本程度のペットボトルが存在しているため、本件利用者は、相当の集中力、根気、スピードをもって作業に取り組んでいる。

ク ペットボトルは捨てられてから時間が経っているため、ペットボトルの

内容物は腐敗しており、臭いがきつい。窓を開け、強力扇風機などで換気を行っているものの、作業所から臭いを完全に除去するには至らない。

夏場は、当然臭いが著しくきつくなるうえ、暑さも相当なものとなる。

ケ 最終工程においては、異物等が取り除かれたペットボトルを圧縮し、成型し、完成品としている。

ペットボトルを圧縮した完成品は、1.5メートル四方ほどの大きさである。

圧縮の際には、ペットボトルを大形機械の力で圧縮するため、作業には相当の危険が伴う。

最終工程には、完成品を運ぶフォークリフトも走っているため、本件利用者はフォークリフトの動向にも注意して安全を確保する必要がある。

コ 以上のような作業環境で、本件利用者は役務提供を行っているのである。この役務提供の労働密度は、健常者の工場労働などのそれと比較してもまったく遜色がない。

このように、リサイクルみなみ作業所におけるペットボトルのリサイクル事業は、社会において一定の評価を受けており、社会的に有用な活動である。

よって、同サービスに従事する利用者は、生産活動において、「役務提供」を行っているとは評価できる。

(3) ワークセンターフレンズ星崎

ア ワークセンターフレンズ星崎では、就労継続支援 B 型事業、生活介護事業、就労移行支援事業の3種類の事業を行っている。

イ このうち、就労継続支援 B 型事業は、利用者定員15名で、ダイレクトメール差出發送代行サービスを行っている（甲4のパンフレットを参照）。以下、このダイレクトメール差出發送代行サービスの内容について述べる。

ウ 利用者は、丁合、封入、袋とじ、ラベル貼り、番号区分の工程別に、ダイレクトメールの発送作業を分業制で行っている。

エ ダイレクトメール発送は納期が厳格に決められているため、利用者は、作業に集中し、密度の濃い作業を行っている。

オ ダイレクトメールが複数種類の書面で構成されている場合、各封筒に過不足なく書面を封入する必要がある。

そこで、各種類の書面は、厳格に枚数管理されている。また、ダイレクトメール封入済みの封筒が所定の数量に達した時点で、各種類の書面の残量がチェックされる。

そのため、例えば、ある封筒に、ある種類の書面を二重に封入した場合、当該種類の書面が足りなくなるため、二重封入が発覚するという仕組みになっている。

その場合、封入済みの封筒を開封し、二重封入した封筒の特定を行い、二重封入を解消する。

カ 宛名のラベル貼りは、正しい位置に、傾かないように貼る必要がある。一方でスピードも要求されるために、素早く、正しい位置に、傾かないように貼り付けなければならず、相当の集中力を要する作業である。

キ 以上のとおり、納期が厳しめの案件が多く、その上にミスの許されない仕事であるから、利用者は、相当な集中力と熟練でもって、それぞれの工程の作業に責任を持って取り組んでいる。

ク 以上のとおり、利用者は責任を持って、納期に間に合わせるべく責任を持って作業に取り組んでおり、顧客からも高い信頼を得ている。

このように、ワークセンターフレンズ星崎におけるダイレクトメール差出發送代行サービスは、社会において一定の評価を受けており、社会的に有用な活動である。

よって、同サービスに従事する利用者は、生産活動において、「役務提

供」を行っている」と評価できる。

(4) トライズ

ア 事業形態は就労継続支援 B 型である。

イ 利用者は、衣服などのクリーニングを行っている（甲 1 2 のパンフレットを参照）。衣服等の大型洗濯機での洗浄、大型乾燥機での乾燥、アイロンがけ、衣服の折り畳み、袋詰めなどの作業を行っている。いずれも丁寧さと根気を必要とする作業である。

ウ このように、トライズにおけるクリーニング事業は、社会において一定の評価を受けており、社会的に有用な活動である。

よって、同サービスに従事する利用者は、生産活動において、「役務提供」を行っている」と評価できる。

(5) 小括

ア 以上のとおり、利用者は、生産活動を通じて、施設外部で行われている世間一般の経済活動に深くコミットしている。

イ 例えば、ダイレクトメールの発送業務を依頼する事業者は、利用者の訓練のために発送業務を依頼しているわけではなく、純粋な経済活動として原告に発送業務を依頼しているのである。

つまり、他のダイレクトメール発送業者より、原告が速く・安く・正確に業務を遂行してくれるが故に、原告に発送業務を依頼しているのである。

ウ このように原告が行う生産活動に係る経済活動は、市場で一定の評価を受けており、相応の収益を獲得している。これは、利用者の行う生産活動が、一般の経済世界において、有益かつ有用なものであると認められている何よりの証拠である。

エ 実際、甲 5 の「平成 2 5 年度就労支援事業（生活介護・就労継続支援 B 型）内訳」を見ると、リサイクルみなみ作業所（ペットボトルのリサイク

ル事業)は、就労支援収入が約47百万円であり、そのうち32百万円を工賃として利用者に支払っている。

また、ワークセンターフレンズ星崎の就労継続支援B型事業(ダイレクトメール発送事業)は、就労支援収入が約10百万円であり、そのうち約7百万円を工賃として利用者に支払っている。

このように、利用者の生産活動は、一般の経済社会において、相当程度の収益を上げているのである。これは、利用者の生産活動が社会において一定の評価を獲得している何よりの証拠である。

オ したがって、利用者の行う生産活動は、「役務の提供」である。

7 本件工賃が消費税法2条1項12号の「課税仕入れ」に該当すること

以下の理由により、本件工賃は、消費税法2条1項12号に規定する「課税仕入れ」に該当する。

- (1) 利用者が行う生産活動に係る作業は、上記『6 本件生産活動の具体的内容及び同活動が「役務の提供」に該当すること』で詳述したとおり、社会的に有用な活動であり、一般経済社会において相応の評価を受けており、その実態、作業の性質、社会において占める位置等からして、正に「役務の提供」である。

したがって、本件工賃は消費税法2条1項12号の「課税仕入れ」に該当する。

(2) 租税法の解釈原理から導かれる帰結

ア 租税法は侵害規範であり、法的安定性の要請が強くはたらくから、その解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されない(「租税法 第23版」金子宏 弘文堂 123頁)。

この理からして、納税者に不利になるような限定解釈の制限という規範も導かれる。

イ 消費税法2条1項12号は、課税仕入れの要件として「役務の提供」と規定しているところ、「役務」とは、「労務・工事・技術などのサービス」を意味する（「新明解国語辞典 第6版」三省堂）。

ウ 原告は、利用者が行う生産活動に係る作業により生み出された成果物を市場で販売することなどにより、収益を得ている。

したがって、利用者が行う生産活動に係る作業は、正に、原告に対する「サービス」の提供であり、「役務の提供」といえる。

エ 以上が素直な文理解釈であるところ、原処分庁は、様々な理屈を付けて、消費税法2条1項12号が規定する「役務の提供」をいたずらに限定解釈している。

このような課税庁の限定解釈は、納税者に不利な限定解釈であるから、租税法の解釈原理に反し、許されない。

(3) 本件生活介護の利用者は、あえて就労を選択して生産活動に従事しているのであり、能動的に自己の労働力を提供している。

また、上記(1)のとおり、生産活動に係る作業は、社会的に有用な労働であり、健常者が行う通常取引と同様に、役務の提供である。

(4) 本件工賃は一律支給ではないこと

ア 本件工賃は、生産活動に従事した利用者の能力や就労時間等によって支給額が決定されている。具体的には次のとおりである。

イ 原告の営む作業所は多機能事業所¹であるため、ここでは、本件就労継続支援B型における本件工賃の決定方法について説明する。基本工賃は時間給×1ヶ月間の総労働時間で定まる。時間給単価は労働アセスメント表(甲6)により算出された評価点数を、工賃支払要綱(甲7)の別表

¹ 原告が、指定生活介護事業、指定就労継続支援A型事業、指定就労継続支援B型事業及び指定就労移行支援事業を行っていること。

1の「等級表」に当てはめて算出する²。基本工賃は毎年見直しを行う。工賃支払要綱（甲7）の別表3の「就労時間として取り扱う時間の内規」によれば、「生花教室」、「体調不良」、「発作等により静養室等で就労活動から離れていた時間」、「日帰り旅行」、「現場での余暇活動としての外出等」などは、就労時間として取り扱わない、とされている。

ウ 「ゆたか作業所利用者勤務実績・工賃支給表」（甲9）は、就労継続支援B型利用者、生活介護で生産事業従事者に対して支給される工賃の一覧表である。これによると、工賃支払要綱（甲7）に沿って基本給が決定され、また、労働時間によって工賃支給がなされている（甲10の「支給控除一覧表」も参照）。

エ 以上のとおり、本件工賃は、原告から利用者になされる「給付」などではなく、利用者の働きに応じて支払われる「対価」である。

(5) 就労継続支援B型事業等に係る工賃も就労継続支援A型事業等に係る工賃と同様に対価性があること

ア 原処分庁は、指定就労継続支援A型事業に係る労働については、対価性（利用者の役務の提供に対して対価が支払われること）を認め、賃金として扱うことを当然の前提としている。

イ 総合支援法事業基準の各規定は、指定生活介護事業、指定就労継続支援B型事業、指定就労継続支援A型事業及び指定就労移行支援事業について、事業者は生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した金額を賃金又は工賃として支払うという同一の文言で規定している。

ウ そのため、指定就労継続支援A型事業に係る労働の対価としての賃金と、指定就労継続支援B型事業等に係る工賃とを同一に扱うべきである。

² 具体的な当てはめの方法は、甲8の等級表へのあてはめについての説明文を参照。

エ その場合、指定就労継続支援B型事業等に係る工賃もまた、指定就労継続支援A型事業と同様に対価性を有することになる。

オ 以上に加えて、就労継続支援B型に係る障害福祉サービスを利用して得た収入が雑所得に該当するという実務上の取扱い³を前提とすれば、本件工賃は障害福祉サービスを利用して働いて得た収入というべきであり、当然に対価性が認められるものである。

(6) 本件生産活動の成果物の販売等が消費税法上の課税取引として扱われていることからの帰結として、同活動が「役務の提供」に当たること

ア 生産活動に係る作業により製造された物品等は、原告が市場において売却等しているところ、その売却代金等は、消費税法上の課税取引として取り扱われている。

すなわち、消費税法6条は、非課税取引を定めているところ、同条1項は、非課税取引として別表1に掲げる取引をあげている。

別表1第7号ロは、次のように規定している。

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設を経営する事業、同条第三項第一号の二に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、同項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的

³ 松山市国保・年金課作成のリーフレット（「就労継続支援事業で得た収入の申告について（平成28年5月 松山税務署確認）」と題する書面）（甲11）では、松山税務署に確認を取ったとして、就労継続支援事業（B型）の収入は、家内労働者の事業所得等の所得計算の特例を適用することができる、としている。

に支援するための法律第五条第七項、第十三項又は第十四項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）

イ 上記規定の通り、消費税法は、社会福祉サービス事業に規定する生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を非課税取引より除外しており、課税取引として取り扱っている。

ウ このことから、同法が、生産活動により製造される物品等の譲渡については、社会政策的に非課税として取り扱うべきではなく、収益事業に類するものとして課税すべきであるとの考えに立脚していることが分かる。

エ そうすると、本件生活介護の利用者が行う生産活動は、市場で収益を上げる物品を製作するための活動であり、社会的に有用な活動であることが帰結される。従って、生産活動はまさに、「役務の提供」といえ、本件工賃は消費税法2条1項12号の「課税仕入れ」に該当する。

8 結び

以上のとおり、被告がなした更正をすべき理由がない旨の各通知処分は取り消されるべきであるから、原告は、今般御庁に訴訟を提起した。

以上

別表

(単位：円)

課税期間	区 分		確 定 申 告	更 正 の 請 求	通 知 処 分
	項 目	等			
平成26年3月課税期間	年 月 日 等		法定申告期限内	令和元年5月30日	令和元年10月15日
	消 費 税	課 税 標 準 額	280,175,000	280,175,000	更正をすべき理由 がない旨の通知処分
		消 費 税 額	11,207,000	11,207,000	
		控 除 税 額	3,150,000	6,514,951	
		納 付 す べ き 消 費 税 額	8,057,000	4,692,000	
	地 方 消 費 税	課 税 標 準 と な る 消 費 税 額	8,057,000	4,692,000	
		納 付 す べ き 地 方 消 費 税 額	2,014,200	1,173,000	
平成27年3月課税期間	年 月 日 等		法定申告期限内	令和2年2月28日	
	消 費 税	課 税 標 準 額	286,224,000	286,224,000	更正をすべき理由 がない旨の通知処分
		消 費 税 額	18,032,112	18,032,112	
		控 除 税 額	8,193,349	13,603,630	
		納 付 す べ き 消 費 税 額	9,838,700	4,428,482	
	地 方 消 費 税	課 税 標 準 と な る 消 費 税 額	9,838,700	4,428,400	
		納 付 す べ き 地 方 消 費 税 額	2,655,500	1,195,600	
平成28年3月課税期間	年 月 日 等		法定申告期限内	令和2年2月28日	
	消 費 税	課 税 標 準 額	291,908,000	291,908,000	更正をすべき理由 がない旨の通知処分
		消 費 税 額	18,390,204	18,390,204	
		控 除 税 額	9,682,403	15,065,362	
		納 付 す べ き 消 費 税 額	8,707,800	3,324,800	
	地 方 消 費 税	課 税 標 準 と な る 消 費 税 額	8,707,800	3,324,800	
		納 付 す べ き 地 方 消 費 税 額	2,349,800	897,200	
平成29年3月課税期間	年 月 日 等		法定申告期限内	令和2年2月28日	
	消 費 税	課 税 標 準 額	296,435,000	296,435,000	更正をすべき理由 がない旨の通知処分
		消 費 税 額	18,675,405	18,675,405	
		控 除 税 額	6,058,192	11,649,282	
		納 付 す べ き 消 費 税 額	12,617,200	7,026,123	
	地 方 消 費 税	課 税 標 準 と な る 消 費 税 額	12,617,200	7,026,100	
		納 付 す べ き 地 方 消 費 税 額	3,404,800	1,896,100	

(別紙)

訴額の計算

(単位:円)

課税 期間	区分		確定申告	更正の請求	差額
	項目				
平成 26 年 3 月	納付すべき消費税額		8,057,000	4,692,000	3,365,000
	納付すべき地方消費税額		2,014,200	1,173,000	841,200
平成 27 年 3 月	納付すべき消費税額		9,838,700	4,428,482	5,410,218
	納付すべき地方消費税額		2,655,500	1,195,600	1,459,900
平成 28 年 3 月	納付すべき消費税額		8,707,800	3,324,800	5,383,000
	納付すべき地方消費税額		2,349,800	897,200	1,452,600
平成 29 年 3 月	納付すべき消費税額		12,617,200	7,026,123	5,591,077
	納付すべき地方消費税額		3,404,800	1,896,100	1,508,700
				合計	25,011,695